

令和7年度生成A I を活用した学びのサイクル実証事業業務委託仕様書

岡山県教育庁義務教育課

1 業務の名称

令和7年度生成A I を活用した学びのサイクル実証事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 実施目的

授業及び家庭学習において、生徒の資質・能力等に応じて対話的に学習を促す生成A I アプリを効果的に活用する場を教員が設定することにより、生徒が学校の学びと家庭での学びを連動させ、情報活用能力及び自己調整力が向上することの実証を目的として実施する。

4 業務の範囲

- (1) 生成A I を活用した学習支援アプリ（教員用校務支援を含む。）提供・保守運用
- (2) 生成A I を活用した学習支援アプリ（教員用校務支援を含む。）活用に係る研修及び連絡会の支援

5 アプリ利用環境等

(1) 履行場所及び児童生徒・教職員数

履行場所	校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
中学校	3	720 人	80 人
県教育委員会	1		

(2) 利用環境

利用対象校の教職員及び児童生徒が使用する全ての端末で利用できるものとする。
端末の利用環境等の詳細は次のとおりとする。

ア 基本OS：Windows10 及び 11、iOS、Chrome OS

イ ブラウザ：Google Chrome 及び Microsoft Edge、iOS Safari

ウ 利用方式：Web 方式（ショートカットの準備等により利用可能であること。）

(3) サービス合意水準（S L A：Service Level Agreement）

システムの構築にあたって、以下の条件において利用者がストレスなく動作する環境を構築すること。

ア 約 400 人（400 台）が同時アクセスしても遅滞なく通信できる動作環境（3 学年で同時使用を想定）であり、レスポンスは通常時 1 秒以内、集中アクセス時 3 秒以内とすること。

イ 将来的に約 2 ～ 3 万人の情報処理に対応できるようにすること。

6 システム機能サービス提供要件

システム及びサービスの内容は「初等中等教育段階における生成A I の利用に関する暫定的なガイドライン」（文部科学省 令和6年12月26日）に沿っており、学習指導要領を踏まえたものであること。

次の機能を実現できるシステムで、利用に係るサポートが可能であること。

なお、6 ～ 15 歳の児童生徒に対する年齢制限が必要ないものであること。

(1) シングルサインオン

- ア 学校を所管する自治体が契約している、クラウドサービスのアカウントによるシングルサインオンが可能であること。
- イ 学校を所管する自治体において、上記アのアカウントを利用できない場合は、別にアカウントを発行できること。

(2) プライバシー保護

- 入力した情報は、A I の機械学習に使用されないこと。

(3) 学習サポート機能

- ア 入力した問いに対して、直接解答を示さずに学習をサポートできること。
- イ 英語入力及び出力に対応していること。
- ウ 画像による問題の読み込みが可能であること。
- エ 音声でのやりとりが可能であること。
- オ 利用者が、自分の習熟度や希望に合わせてやり取りのレベルを選択できること。
- カ 教員がコンテンツフィルタリングや禁止ワードを設定することができ、不適切な内容には応答しないこと。
- キ 児童生徒のA I リテラシーの成熟度に合わせて、教員が使わせたい機能を設定できること。

(4) 校務支援機能（教員のみ）

- ア 学年、教科、単元等を入力することで、単元計画、授業展開、評価ルーブリック等の作成が可能であること。
- イ 簡単な語句を入力することで、図解を含むプリント、スライド、小テスト等の作成が可能であること。
- ウ 簡単な語句を入力することで、会議文書、配布文書等の作成が可能であること。
- エ アンケート結果等の分析、分類が可能であること。

7 問い合わせ窓口・研修等

- (1) 本県及び学校、学校を所管する自治体からの問い合わせに対して、電話及びメール等による対応体制を整備すること。
- (2) PDFマニュアルや、動画、FAQ、アプリの概要を示したリーフレットを整備し、システムから閲覧及びダウンロード可能とすること。効果的な活用方法をシステム上で随時確認できるようにすること。
- (3) 利用者のアプリ活用状況（利用頻度、会話履歴の分析等）について、本県及び学校に対して適宜情報提供を行うこと。
- (4) 受託者は、本県及び学校、学校を所管する自治体からの要望がある場合、アプリの活用等についての研修、又はA I の利活用の状況及び課題の確認等について連絡会を行うこと。

8 セキュリティ対策その他

受託者は、セキュリティ対策等の実施にあたって、実施方法及び設定内容の詳細を本県と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

(1) データセンターその他

- ア 受託者は、次のような要件を満たすデータセンター内にサーバを設置し、サービス提供に影響が発生しないように努めること。
 - ① 震度6以上に耐えられ、サーバールームに被害を出さないような対策が行われていること。
 - ② 建物及び内装は、不燃・防災性能を有する資材を用いていること。

- ③ 津波、高潮、集中豪雨等による出水の被害を受けないよう対策を実施していること。
 - ④ 24時間365日システム稼働可能な環境として対応していること。
 - ⑤ 本県にデータセンターの利用サービス契約内容を報告できること。
- イ インターネットを経由したサービス利用として、利用対象校全てがアクセス可能なこと。

(2) ウイルス対策等

受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システムの動作に必要なソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。

(3) 権限管理等

受託者は、利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行うことができる環境とすること。

(4) 情報資産の取り扱い

ア 受託者は、本業務の遂行にあたり本県の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

イ 受託者は、利用規約及びプライバシーポリシーにより、本業務を履行する上で収集した個人情報を、利用者にサービスを提供する目的以外に取り扱わないことを明示し、遵守すること。

ウ 受託者は、本県が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

9 業務委託に係るリスク管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む。）若しくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。
- (2) 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について本県が求めた場合は提供すること。
- (3) 受託者は、不正な変更が発見された場合に、本県と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。